

新サービス貿易協定 (TiSA: Trade in Services Agreement) 交渉

1. サービス貿易の概要

(1) サービス貿易とは？

- モノ以外のすべての貿易が対象となりうる。
金融, 電気通信, 流通, 運送, 建設, 教育, 観光など広範。

(2) サービス貿易の今日の特徴

● 経済のサービス化

(我が国を含む先進国では, サービス産業がGDP及び雇用の6~7割を占めるまで成長)

● サービスの国際化・高度化

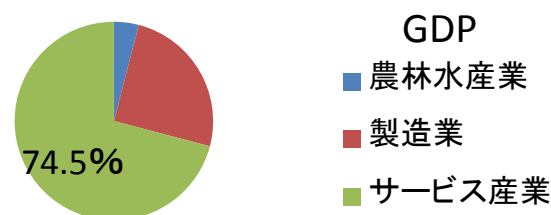
(インターネット等の技術革新・発展, 国境を越えた取引の飛躍的拡大等が背景)

(3) これまでの経緯

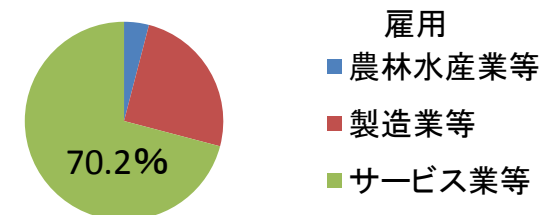
● 戦後, モノに関するルール(GATT)はあったが, サービスに関するルールはなかった。

● ウルグアイ・ラウンド交渉(1986-94年)の結果, 1995年, WTOの発足と共にサービス貿易に関する一般協定(GATS)が発効。これは, サービス貿易に関する初めての多国間協定。

(参考) 我が国のサービス産業の規模



出典: 2012年版内閣府国民経済計算



出典: 経済産業省 産業活動分析(平成23年7~9月期)

新サービス貿易協定 (TiSA: Trade in Services Agreement) 交渉

2. TiSAの概要・経緯

(1) 昨年来、有志国※によるサービス貿易自由化に関する議論が継続的に行われてきた。現在、本格的な交渉段階に移っている。内容の詳細を加速度的に固めつつ、可能な限り早期の妥結を目指す。

※現在、日、米、EU、豪州、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、パラグアイ、NZ、ノルウェー、スイス及びアイスランドの22カ国・地域が参加 (EU各国を含めると48か国・地域)。

(2) 交渉では、現行GATS協定以上のサービス貿易分野の自由化、及び各国によるFTAの成果※を取り入れた21世紀にふさわしい先進的な新協定の策定を目指す。

※我が国の締結済みもしくは交渉中全ての EPA/FTAにおいても、サービス貿易を対象としている。

3. 交渉参加の意義

(1) GATS発効から18年が経過しており、サービス貿易の実状に合った多国間のルール改定が必要。経済大国である我が国にとってサービス貿易は「攻め」の分野であり、この改定作業に積極的に参画することは重要。

(2) 我が国の成長戦略として、諸外国の規制緩和等の自由化を通じ我が国サービス産業の海外展開を促進するとともに、我が国消費者の利益の向上により、我が国経済の強化に資することをめざす。